

企画提案仕様書

1 件名

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託

2 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

江東区指定場所

4 業務目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期江東区障害福祉計画・第4期江東区障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）」の策定を行う。

5 業務内容

(1) 令和7年度江東区障害者実態調査の結果を活用した現状と課題分析

・令和7年度に実施した「令和7年度江東区地域生活に関する調査」の結果を踏まえ、現状の本区における課題分析を行う。

(2) 障害福祉計画等策定に向けた各種将来推計の算定

・障害福祉計画等策定に向け、障害福祉サービスの必要量、地域生活移行や一般就労移行の目標数等の算定、障害福祉計画等策定に必要な事項の整理等を行う。なお、算定等に必要な基礎資料については、必要に応じて区から受託者へ情報提供を行う。

(3) 計画骨子（案）及び計画素案の作成

・(1)及び(2)を踏まえ、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画骨子（案）及び計画素案の作成を行う。

(4) 江東区障害者計画等推進協議会の運営支援

・年間4回程度実施する外部委員からの視点を具体的に検討する協議会に区が指定する都度、1～2名程度が出席する。また、資料作成、課題整理、助言等をおこなう。なお、協議会の開催時期については、開催時期が決定次第、区より受託者へ提示する。

(5) 団体説明会等の運営支援

・計画骨子（案）や計画素案に関する団体説明会（1回程度）や区民説明会（4回程度）に都度、1～2名程度が出席する。また、資料作成、課題整理、助言等を行う。

(6) パブリックコメントの資料作成、集計に関する支援

・区民意見把握のために実施するパブリックコメントにかかる資料等の作成や、集計等にかかる支援を行う。

(7) 事務局の運営支援

・作業の進捗に応じた事務局との打ち合わせを実施するほか、庁内検討等の調整に必要な資料の作成や助言、その他、障害福祉計画等の策定に必要な事項を適宜提案し、実施または実施の支援を行う。

6 個人情報の取扱いについて

別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」に記載の内容を遵守すること

7 成果物及び提出部数

成果品項目	数量	サイズ	納品場所及び提出期限
①計画書印刷製本（100 ページ程度・2色刷り）※1	500 部	A4 版	協議の上、区指定の場所へ納品することとする。
②計画書の電子データ（CD-R 等）※2	1 部	—	
③計画書概要版データ（CD-R 等・A4・10～15 ページ程度）※2	1 枚	—	
④計画書の音声版（デジター版）※3	10 部	—	
⑤計画書のテキスト版※4	1 枚	—	

※1：全頁に Uni-Voice を付し、音声コード用半円切欠き加工を施すこと。計画書の印刷にあたっては、区が指定する回数の校正（文字の校正を少なくとも 3 回、色校正 1 回（音声コードの確認 1 回を含む））を行う。

※2：データ納品（CD-R：Microsoft Word 及び PDF 形式 ※PDF は全文のものと、章ごとに分割のものそれぞれ納品すること。）とする

※3：音声版については、本計画書の音声版とし、ケースには、点字及び墨字でタイトルを付すこと。

※4：テキストファイル形式にて作成すること。

8 資料の貸与や物品等

必要に応じ、本業務の受託者へ、これまで区内における協議会等で検討してきた資料を貸与する。障害福祉計画等の策定を進めるにあたり、本資料内の必要となる要素や視点等を踏まえること。また業務実施に必要な物品については、受託者が用意する。

9 成果物の帰属

成果物の著作権及び所有権は、全て江東区に帰属するものとし、受託者は江東区の許可なく、成果物の使用及び複製をしないこと。

10 業務計画

受託者は、業務の実施にあたり契約締結後速やかに業務計画書を提出し、区担当者の承認を得ること。

11 スケジュール（令和8年4月時点）

時期	内容
7月	・江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）作成
8月	・第1回障害者計画等推進協議会
9月～10月	・団体説明会（1回）実施 ・江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）作成
11月	・第2回障害者計画等推進協議会 ・パブリックコメント実施準備
12月	・区民説明会の実施（4回開催） ・パブリックコメントの実施
1月	・第3回障害者計画等推進協議会
3月	・第4回障害者計画等推進協議会 ・冊子納品

12 支払方法

受託業務完了後、検査を実施の上、書面による請求により支払いを行う。なお、支払方法は一括払いとし、区は書面による請求を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うこととする。

13 権利譲渡の禁止

受託者は、第三者に対し、本業務についての権利を譲渡してはならない。

14 損害賠償

受託者は、業務実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を被害者に賠償しなければならない。

15 契約の解除

委託者は、受託者がこの契約を履行しないときには、この契約を解除することができる。

16 その他

- (1) 業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、区担当者とは十分な打ち合わせを行い、業務の進捗に支障のないよう、誠実に履行すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を漏洩してはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、その都度、双方協議のうえ、実施するものとする。

17 問い合わせ先

江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係 小井戸・宮本
〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-4749

F a x：03-3699-0329

E-mail：shisaku-k@city.koto.lg.jp